

確 約 書

伊那市過疎地域定住促進補助金等交付要綱に基づく補助金等の請求に当たり、補助金等交付要綱並びに交付決定条件を遵守することを確約いたします。

なお、上記に違反した場合には、いかなる理由があろうとも、速やかに補助金を全額返還いたします。

伊那市過疎地域定住促進補助金等交付要綱（抜粋）

（補助金等の返還）

第8条 補助金等（廃屋取壊し事業補助金及び出産祝金を除く。）の交付を受けた者は、交付を受けた日から5年以内に対象地域に住所を有しなくなったときは、既に交付を受けた補助金等の全額を返還しなければならない。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、その補助金等の返還を免除することができる。

2 出産祝金の交付を受けた者は、交付の対象となった子どもが交付を受けた日から5年以内に対象地域に住所を有しなくなったときは、既に交付を受けた出産祝金の全部を返還しなければならない。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、その出産祝金の返還を免除することができる。

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

伊那市長 様